

○農林水産省告示第四百八十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第四項、第八十六条第二項、第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百二十四条第一項第一号、第百三十五条第一号並びに第三十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

第一 平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号の一部を次のように改正する。

「青森県 北津軽郡の内

を削る。

板柳町の区域」

第二 平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

第三 平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示による改正後の平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号及び平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号の規定は、平成二十九年産の水稻に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の水稻に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

第二の「次のよう」の部分
別表1中

共済目的の種類	水稲
---------	----

都道府県名	青森県
-------	-----

番号	組合等名	引受方式	支払開始 損害割合 ・ 支払限度割合	農作物 通常標準 被害率	農作物通常 共済掛金 標準率	農作物異常 共済掛金 標準率	農作物 共済掛金 標準率	農作物 基準共済 掛金率	農作物異常 標準被害率 の 算定基礎率	農作物 再保険料率 の 算定基礎率	農作物 通常責任 保険歩合
「				%	%	%	%	%	%	%	%
1 津軽広域											
	一筆	その他	30	1.4	0.209	1.371	1.580	1.580	0.306	1.336	25
	一筆	その他	40	1.2	0.118	1.110	1.228	1.228	0.277	1.081	25
	一筆	その他	50	1.2	0.082	0.836	0.918	0.918	0.224	0.818	25
	一筆	事故除外	30	1.4	0.218	1.421	1.639	1.639	0.331	1.389	25
	一筆	事故除外	40	1.3	0.140	1.147	1.287	1.287	0.300	1.114	25
	一筆	事故除外	50	1.2	0.103	0.876	0.979	0.979	0.276	0.841	25
	半相殺	その他	20	1.3	0.149	1.683	1.832	1.832	0.382	1.604	25
	半相殺	その他	30	1.1	0.057	1.306	1.363	1.363	0.322	1.264	25
	半相殺	その他	40	1.1	0.044	0.849	0.893	0.893	0.228	0.835	25
	半相殺	事故除外	20	1.2	0.118	1.845	1.963	1.963	0.360	1.815	25
	半相殺	事故除外	30	1.2	0.088	1.516	1.604	1.604	0.327	1.479	25
	半相殺	事故除外	40	1.1	0.065	1.028	1.093	1.093	0.290	0.991	25
	全相殺	その他	10	2.1	0.588	2.074	2.662	2.662	0.375	2.042	25
	全相殺	その他	20	1.3	0.172	1.793	1.965	1.965	0.362	1.762	25
	全相殺	その他	30	1.1	0.067	1.359	1.426	1.426	0.322	1.326	25
	全相殺	事故除外	10	2.3	0.693	2.118	2.811	2.811	0.327	2.113	25
	全相殺	事故除外	20	1.4	0.228	1.626	1.854	1.854	0.318	1.599	25
	全相殺	事故除外	30	1.2	0.088	1.196	1.284	1.284	0.258	1.164	25
	品質	その他	90	2.2	0.617	2.177	2.794	2.794	0.376	2.150	25
	品質	その他	80	1.3	0.179	1.887	2.066	2.066	0.362	1.855	25
	品質	その他	70	1.1	0.068	1.429	1.497	1.497	0.324	1.396	25
」											
「											
1 津軽広域											
	一筆	その他	30	1.4	0.210	1.374	1.584	1.584	0.309	1.340	25
	一筆	その他	40	1.2	0.118	1.115	1.233	1.233	0.281	1.085	25
	一筆	その他	50	1.2	0.083	0.841	0.924	0.924	0.227	0.823	25
	半相殺	その他	20	1.3	0.150	1.684	1.834	1.834	0.385	1.604	25
	半相殺	その他	30	1.1	0.059	1.311	1.370	1.370	0.325	1.269	25
	半相殺	その他	40	1.1	0.045	0.856	0.901	0.901	0.232	0.842	25
	全相殺	その他	10	2.1	0.592	2.069	2.661	2.661	0.377	2.037	25
	全相殺	その他	20	1.3	0.174	1.794	1.968	1.968	0.364	1.762	25
	全相殺	その他	30	1.1	0.067	1.363	1.430	1.430	0.325	1.331	25
	品質	その他	90	2.2	0.617	2.177	2.794	2.794	0.376	2.150	25
	品質	その他	80	1.3	0.179	1.887	2.066	2.066	0.362	1.855	25
	品質	その他	70	1.1	0.068	1.429	1.497	1.497	0.324	1.396	25
」											

に改める。

別表2中

共済目的の種類	水稻
---------	----

都道府県名	青森県
-------	-----

引受方式	種 別	支払開始 損害割合 ・ 支払限度割合	農作物異常 共 済 掛 金 標 準 率 の 算定基礎率
「		%	%
一 筆	その他	30	2.966
一 筆	その他	40	2.170
一 筆	その他	50	1.530
一 筆	事故除外	30	1.421
一 筆	事故除外	40	1.147
一 筆	事故除外	50	0.876
半相殺	その他	20	2.406
半相殺	その他	30	0.850
半相殺	その他	40	0.599
半相殺	事故除外	20	1.845
半相殺	事故除外	30	1.516 を
半相殺	事故除外	40	1.028
全相殺	その他	10	3.118
全相殺	その他	20	0.886
全相殺	その他	30	0.554
全相殺	事故除外	10	2.118
全相殺	事故除外	20	1.626
全相殺	事故除外	30	1.196
品 質	その他	90	3.028
品 質	その他	80	2.456
品 質	その他	70	2.094
」			

「			
一 筆	その他	30	2.966
一 筆	その他	40	2.170
一 筆	その他	50	1.530
半相殺	その他	20	2.387
半相殺	その他	30	0.850
半相殺	その他	40	0.602 に改める。
全相殺	その他	10	3.118
全相殺	その他	20	0.886
全相殺	その他	30	0.554
品 質	その他	90	3.028
品 質	その他	80	2.456
品 質	その他	70	2.094
」			

第三の「次のよう」の部分

別表中青森県の表を削る。